

個別外部監査結果報告書

涌谷町地域振興公社における経理、出納事務及び決算書について

平成 29 年 3 月

涌谷町個別外部監査人
公認会計士 鈴木 秀 総

目次

I 個別外部監査の概要.....	1
1 監査の種類.....	1
2 監査の対象.....	1
3 監査の方法.....	1
(1) 監査の視点	1
(2) 主な監査手続	1
(3) 監査対象期間.....	1
4 監査期間.....	2
(1) 契約期間	2
(2) 実施期間	2
5 監査従事者.....	2
6 利害関係.....	2
II 監査対象の概要	3
1 涌谷町地域振興公社について	3
(1) 沿革と設置の経緯	3
(2) 指定管理等の内容	4
(3) 組織の概要	5
(4) 業績の概要	6
2 涌谷町における指定管理者制度について.....	12
III 監査の結果.....	14
1 会計方針について	14
2 財務諸表項目に対する監査の結果.....	15
(1) 貸借対照表項目.....	16
(2) 損益計算書項目.....	30
3 涌谷町地域振興公社の運営について	32
(1) 理事会の役割・機能.....	32

(2) 指定管理料等の算定方法と管理.....	34
-------------------------	----

(3) 涌谷町職員の派遣について	37
------------------------	----

おわりに

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

I 個別外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の42第1項に規定する同法第199条第7項の指定管理者の監査について、涌谷町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成28年涌谷町条例第18号)第2条第4項第5号に規定する個別外部監査。

2 監査の対象

涌谷町地域振興公社(以下「公社」という。)における経理、出納事務及び決算書について

3 監査の方法

(1) 監査の視点

平成26・27年度における公社の財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)において開示・報告されている一連の勘定科目が、各種の法令や条例及び「涌谷町地域振興公社規約」(以下「規約」という。)その他関連規程に準拠し、計上されているかについて、個別具体的に監査を実施した。また、計上されるまでの過程において実施している公社の経理・出納・記帳事務に問題はないか、監査を実施した。

(2) 主な監査手続

- 試算表・決算関連帳簿類の閲覧・分析
- 会計記録とその関連証憑の閲覧・突合
- 関連各課担当者等への質問
- 公社経理・出納・記帳事務の現地調査
- その他必要と認められた監査手続

(3) 監査対象期間

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

なお、当該年度の検討過程で必要があった場合は、他の年度も含む。

4 監査期間

(1) 契約期間

平成29年2月10日～平成29年3月31日

(2) 実施期間

平成29年2月15日～平成29年3月31日

5 監査従事者

個別外部監査人 公認会計士 鈴木秀総

個別外部監査人補助者 公認会計士 草刈宏明

6 利害関係

涌谷町(以下「町」という。)及び公社と、個別外部監査人及び同補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

Ⅱ 監査対象の概要

1 涌谷町地域振興公社について

(1) 沿革と設置の経緯

平成6年3月に、歴史・文化施設である「わくや万葉の里設置条例」(平成6年 涌谷町条例第2号)が施行されたことに伴い、同年4月に「涌谷町地域振興公社」が、任意団体(人格なき社団)として発足し、同施設の管理受託者となった。同年7月には「天平ろまん館」がオープンし、その後、管理受託者としての活動が本格化するに至っている。

平成10年3月には、「健康文化複合温泉施設設置条例」(平成10年 涌谷町条例第1号)が施行されたことに伴い、同施設の管理業務の受託も開始、同年10月に「わくや天平の湯」をオープンした。

その後、平成15年の地方自治法の改正に伴い町では、「公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年 涌谷町条例第33号)を制定し、平成18年、両施設の指定管理者となった。

平成24年度から平成27年度にかけては、雇用創出・地方創生先行型事業により「にぎわい夢ショップ事業」を運営し、平成27年度からは、「涌谷町健康と福祉の丘設置条例」(昭和63年 涌谷町条例第1号)に基づく、研修館・世代館・健康パークの指定管理者として議会で可決されている。

指定管理者制度に移行後は、指定期間を3年とし、当該期間が満了する都度、議会において指定管理者としての議決を受け、現在に至っている。

(2) 指定管理等の内容

公社において所管している指定管理等の内容は、「わくや万葉の里」、「健康文化複合温泉施設(わくや天平の湯)」、「涌谷町研修館・世代館・健康パーク」(平成27年度から)、「にぎわい夢ショップ」(平成24年度から平成27年度まで)である。

① 「わくや万葉の里」について(指定管理)

わくや万葉の里は、国史跡黄金山産金遺跡を核とした、史跡ゾーン・遺跡広場・天平ろまん館(歴史館・体験施設)で構成されている。収益の中心は天平ろまん館(歴史館・体験施設)の入館収入及び直売所収入であり、歴史をテーマとした文化施設の側面が強い。

② 「健康文化複合温泉施設(わくや天平の湯)」について(指定管理)

健康文化複合温泉施設は、わくや天平の湯を中心として、食事・休憩処、小劇場やカラオケといった付随サービスまである複合施設であり、公社の収益の約7～8割を占める核事業である。

③ 「涌谷町研修館・世代館・健康パーク」について(指定管理)

平成27年度から公社が指定管理者として指定された施設である。

研修館は、宿泊施設、トレーニングルーム及びリフレッシュルームを併設する複合施設であり、わくや天平の湯と健康の橋によって結ばれている。また、世代館は、各種イベント、会合等といったニーズに対応する4つの多目的室から構成されている。

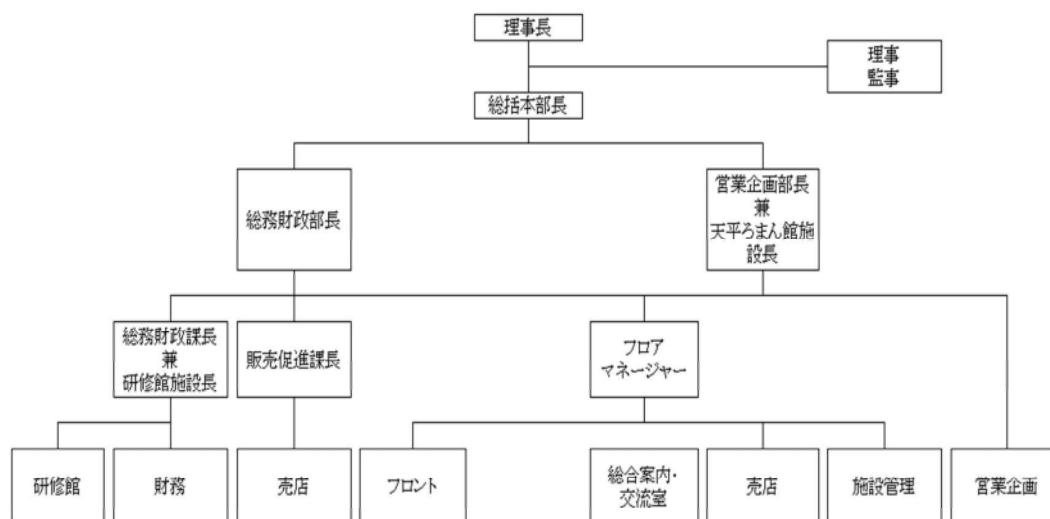
④ 「にぎわい夢ショップ」について(国費による雇用創出・地方創生先行型事業)

にぎわい夢ショップ事業は、平成24年度から平成27年度まで雇用創出・地方創生先行型事業により、役場の向かいに店舗を構え、運営した事業で、平成27年度においては、駄菓子販売や町非公認キャラクターのグッズの取扱いやハロウィン等のイベントを開催した。

(3) 組織の概要

公社の組織は次のとおりである(平成29年2月現在の公社作成資料を引用。)

※便宜上、直近の組織図を記載している。



規約第5条では、「公社は、別表に掲げる団体(以下「会員」という。)をもって組織する。」とされており、町や商工会その他合計13の団体が会員となっている。

また、同第6条では、役員としては、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、理事10名以内、監事2名を置くこととされており、いずれも総会において選任する旨、定められている。

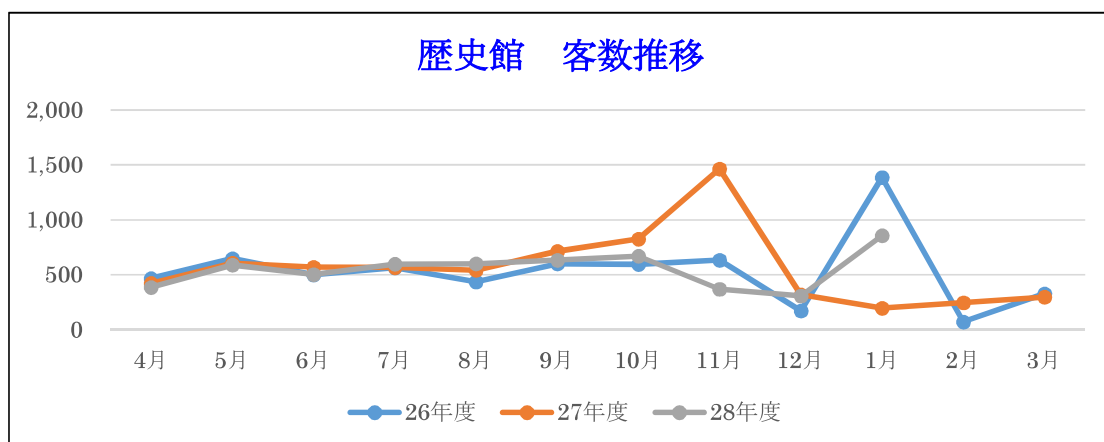
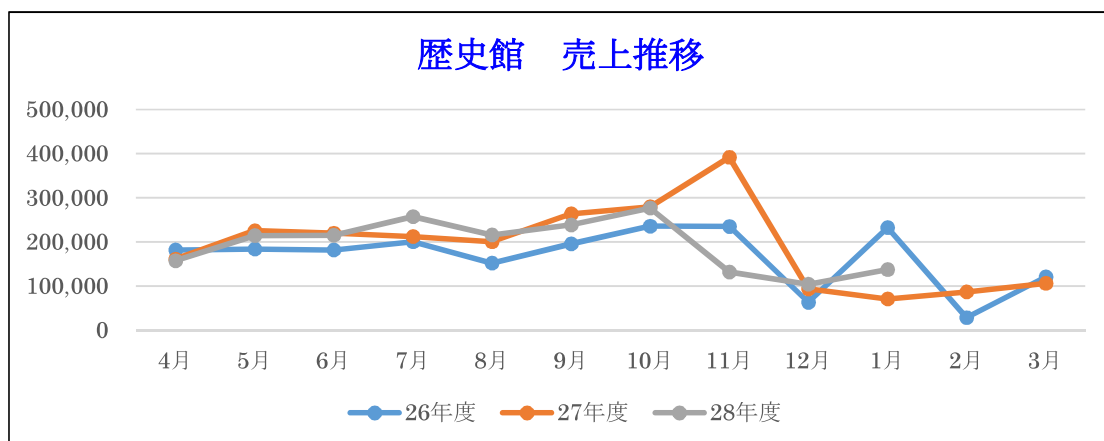
(4) 業績の概要

公社の主たる公の施設は、「天平ろまん館」及び「天平の湯」であり、平成26年度から、監査時点までにおける業績の推移は次のとおりである。

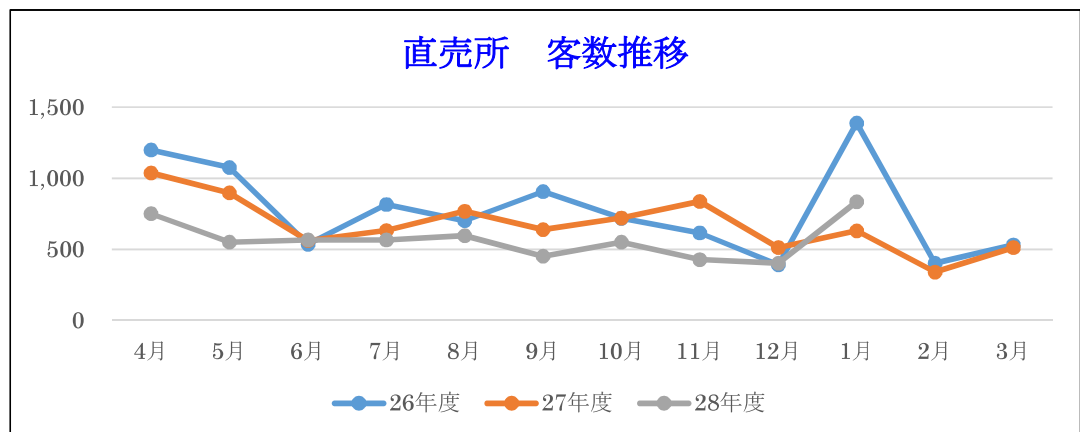
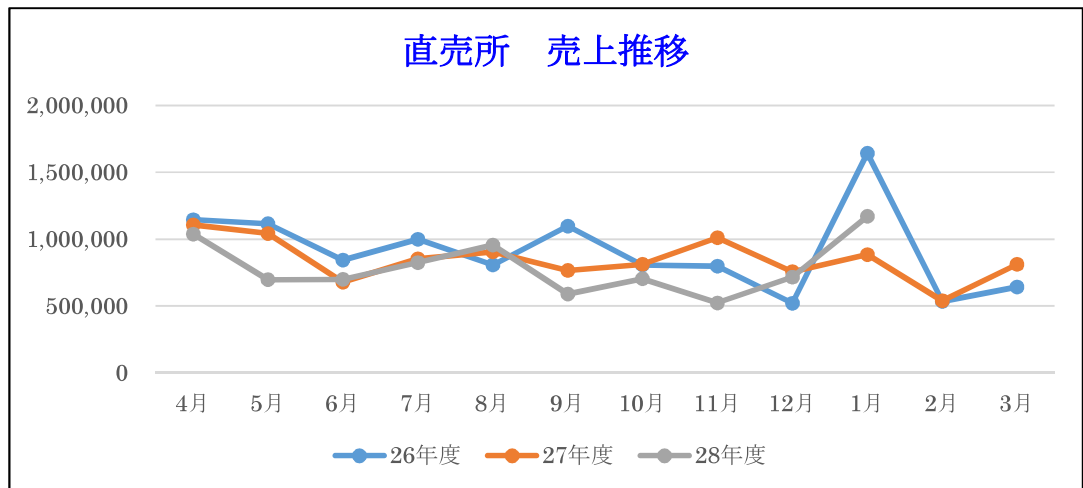
なお、以下については、両施設において展開されている事業のうち、全体売上に対する売上の構成割合が高い項目を対象にしている(単位;金額は円、客数は人)。

① 天平ろまん館

A,歴史館の業績…売上と客数の趨勢は概ね整合しており、異常を示唆する水準での乖離はない。歴史館は、観光ツアー客を受け入れ、まとまった売上が発生することにより、他の月には見られない動きをする場合がある。平成26年度の1月と同27年度の11月は、そのような影響による突出である。また、年度下半期はシーズンオフとなるため、売上は、上半期と比べ、相対的に低水準になる傾向がある。

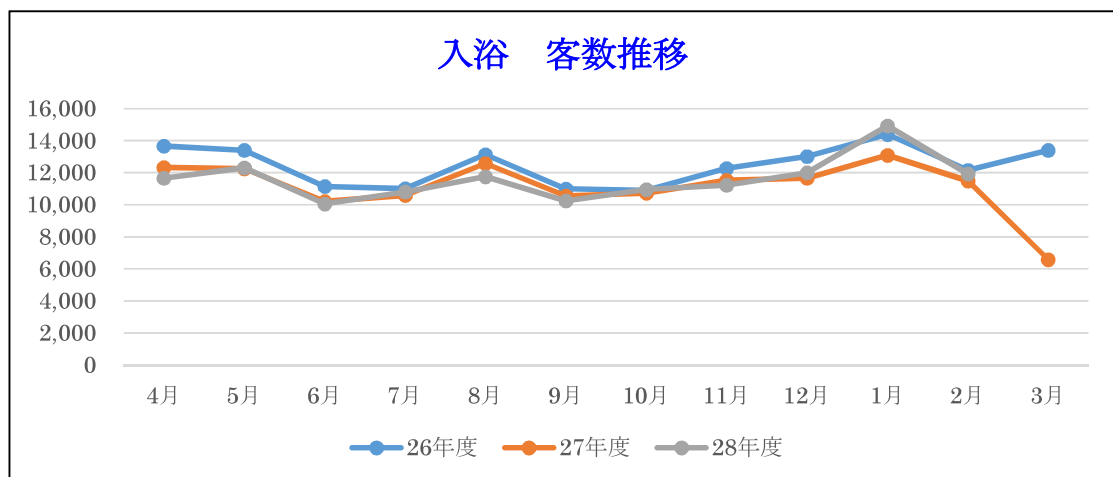
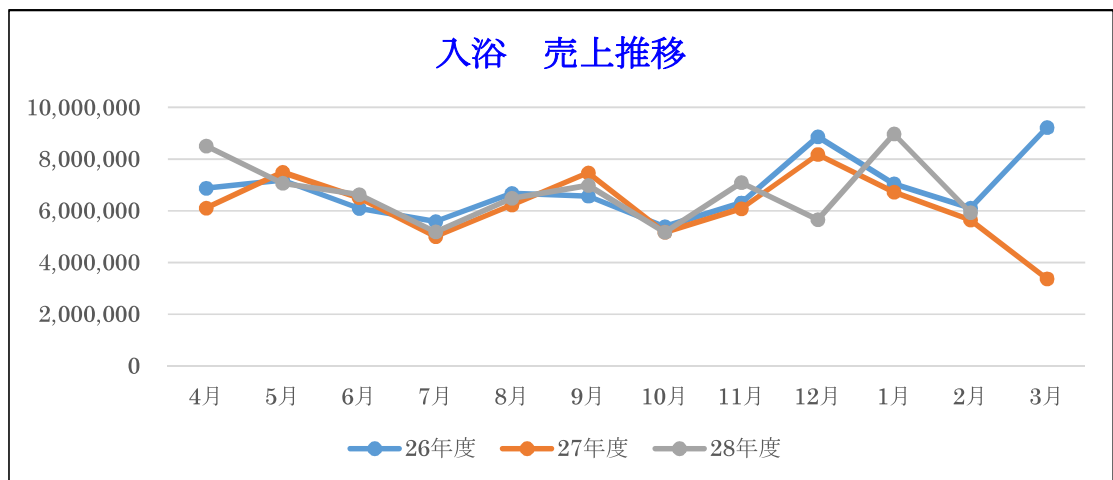


B,直売所の業績…天平ろまん館の一角に構える直売所では、地元の名産品や伝統工芸品、砂金にちなんだ商品などを販売しており、同施設において最も高い売上を記録している事業である。直売所においても、売上と客数の趨勢は概ね整合しており、異常を示唆する水準での乖離はない。平成26年度の1月と同27年度の11月が突出している動きは、歴史館のそれと整合しており、合理的な動きである。

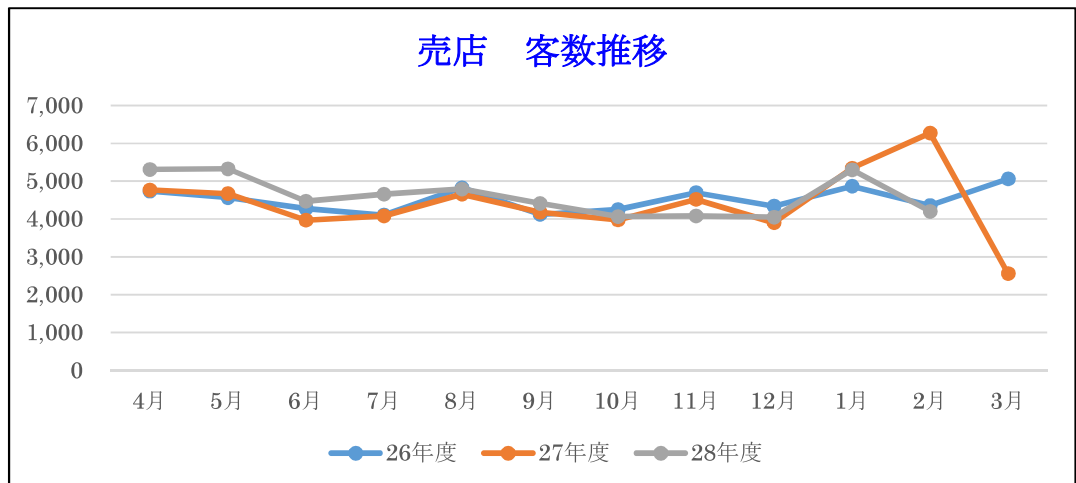
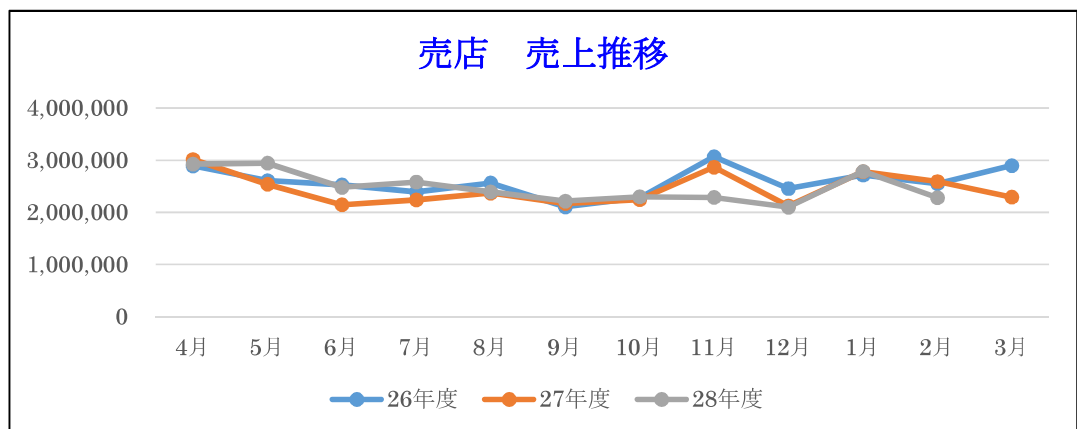


② 天平の湯

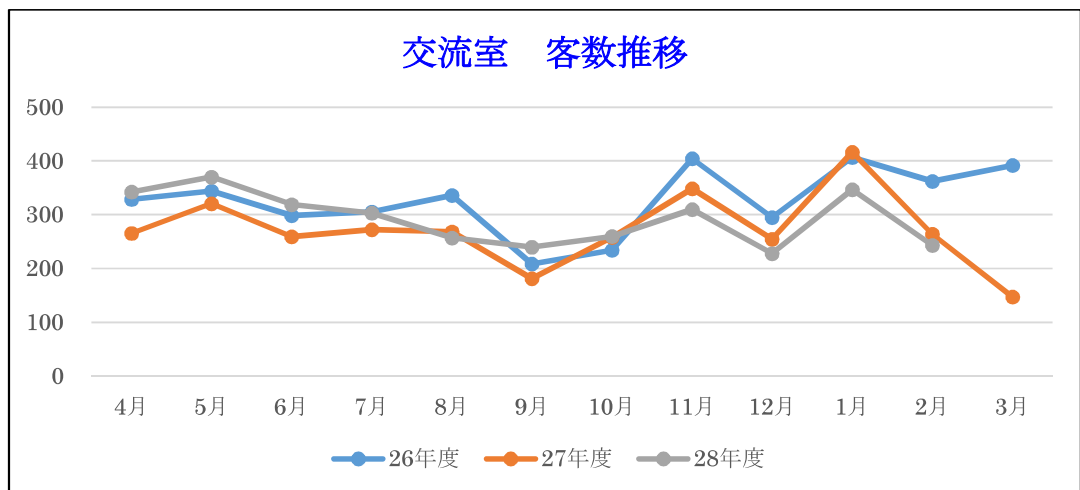
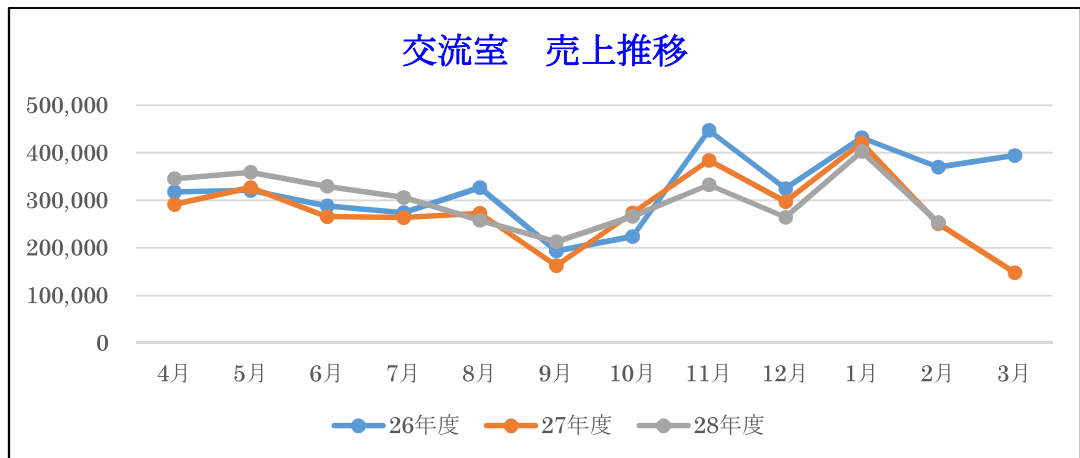
A,入浴の業績…売上水準と客数水準が必ずしも比例しない月がみられるが、回数券の販売を強化する月があり、そのような月では、売上は上昇する一方、一度には利用されないため、客数の増加水準は緩やかなものになる(客単価が上昇する傾向)。特に、平成28年4月は、リニューアルオープン、同26・27年12月、同27年3月、同28年1月においては、営業政策の一環で回数券の販売が伸びたことによる突出である。また、上半期は、GWや連休の多い5、8、9月に、下半期は、真冬の12月以降に利用客が増え、売上が伸びる傾向にある。なお、平成27年度の3月は、リニューアルオープンに向け、一時閉館したことに伴い売上、客数ともに著しく減少している。



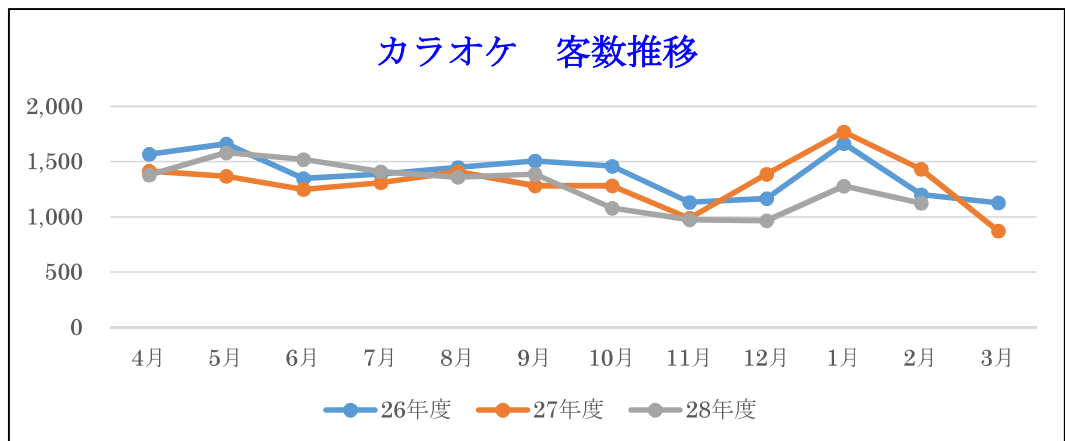
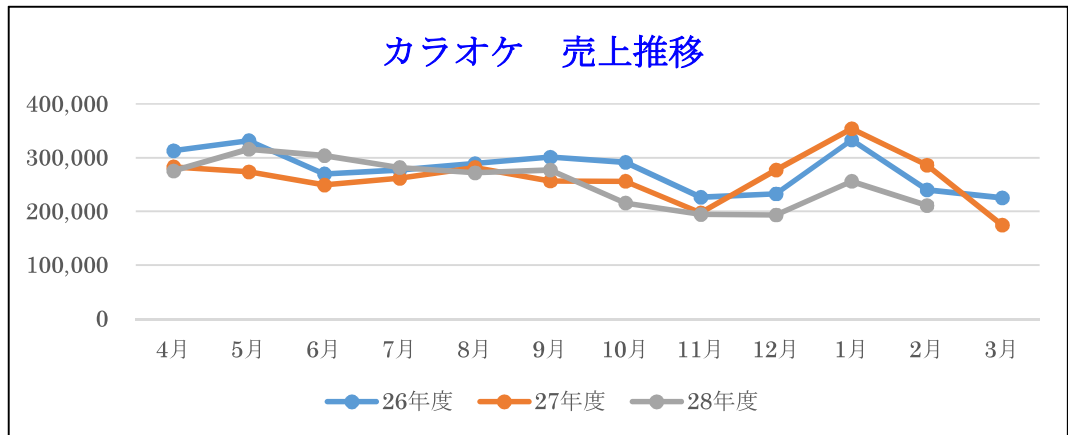
B,売店の業績…天平ろまん館の直売所と同じく、地元の名産品や伝統工芸品、お土産品などを販売している他、弁当や惣菜、軽食等の販売も行っている。平成27年度の2月においては、客数が大幅に増加している。これは同年度1月末までに、それまでのレストラン業者が撤退したことに起因して、売店で弁当や惣菜、軽食等を買う客が増加したためである。なお、客数の増加に照らし、売上の増加水準が緩やかだが、単価の安い商品の販売構成が高まったことによる。また、同年度3月は、リニューアルオープンに向け一時閉館したことにより客数が著しく減少している。



C,交流室の業績…売上と客数の趨勢は概ね整合しており、異常を示唆する水準の乖離はない。



D,カラオケの業績…売上と客数の趨勢は概ね整合しており、異常を示唆する水準の乖離はない。12月及び1月は、忘新年会のニーズが高まり、売上が伸びる傾向がある。



2 涌谷町における指定管理者制度について

法第244条の2第3項、同条第4項においては、自治体が指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている。

この点について、町では、平成17年11月に「涌谷町の公の施設の指定管理者制度導入方針」を策定し、経過措置期間満了後の導入に向け、方針を打ち出した。そのうえで、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項について定めた「涌谷町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例」(平成17年 涌谷町条例第33号)を制定した。

これらを踏まえ、法の要求する各種事項は、それぞれの公の施設の設置条例で定められている。

公の施設	指定管理者	設置条例
涌谷町土づくりセンター	ECO 有機利用組合	涌谷町土づくりセンター条例 (平成15年 涌谷町条例第16号)
わくや万葉の里 歴史館(天平ろまん館)	涌谷町地域振興公社	わくや万葉の里設置条例 (平成6年 涌谷町条例第2号)
わくや万葉の里 生産物直売所(天平ろまん館)		
わくや万葉の里 休憩施設(天平ろまん館)		
わくや万葉の里 遺跡広場		
健康文化複合温泉施設(わくや天平の湯)		健康文化複合温泉施設設置条例 (平成10年 涌谷町条例第1号)
涌谷町研修館		涌谷町健康と福祉の丘設置条例 (昭和63年 涌谷町条例第1号)
涌谷町世代館		
涌谷町健康パーク		
上地区コミュニティセンター	上地区コミュニティセンター運営協議会	涌谷町コミュニティセンター設置条例 (平成18年 涌谷町条例第10号)
中地区コミュニティセンター	中地区コミュニティセンター運営協議会	
涌谷町高齢者福祉複合施設 特別養護老人ホーム	涌谷町社会福祉協議会	涌谷町健康と福祉の丘設置条例 (昭和63年 涌谷町条例第1号)
涌谷町高齢者福祉複合施設 認知症高齢者グループホーム		
涌谷町高齢者福祉複合施設 生活支援ハウス		
涌谷町高齢者福祉複合施設 生活支援		

※平成27年4月1日現在

Ⅲ 監査の結果

1 会計方針について

公社は、町からは独立した組織として位置付けられており、会計単位も切り分けられている。経理処理については、「企業会計原則」の正規の簿記の原則に従い、複式簿記に基づく発生主義会計で行っている(公社財務規程第2条及び第5条)。

そのため、個別の勘定科目の会計方針は、それに準拠する形で運用されており、勘定科目別の主な会計方針は次のとおりである。

- (1) 棚卸資産(貯蔵品)の計上基準…先入先出法による原価法
- (2) 売上の計上基準…引渡(役務提供)基準
- (3) 仕入の計上基準…検収基準
- (4) 消費税の会計処理…税込方式

2 財務諸表項目に対する監査の結果

今回の個別外部監査では、下記の財務諸表項目を対象に監査手続を実施した。その結果、検出された事項については、下記の(1)(2)を参照されたい(監査の結果、特段の事項が検出されなかった勘定科目については、記載を割愛している。)

貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	平成26年度	平成27年度	勘定科目	平成26年度	平成27年度
【流動資産】	9,787,446	13,508,323	【流動負債】	27,260,977	23,046,175
現金	2,012,690	2,499,214	短期借入金	3,000,000	0
普通預金	274,678	611,790	未払費用	19,903,594	15,689,121
未収入金	3,613,153	7,200,170	未払法人税等	72,000	2,043,300
貯蔵品	3,886,925	3,197,149	預り金	1,727,983	1,287,154
			預り消費税	2,557,400	4,026,600
【固定資産】	31,930	31,930	【固定負債】	30,000,000	30,000,000
車両運搬具	31,930	31,930	長期借入金	30,000,000	30,000,000
			【剰余金】	▲47,441,601	▲39,505,922
			当期末処分利益	▲47,441,601	▲39,505,922
資産合計	9,819,376	13,540,253	負債・純資産合計	9,819,376	13,540,253

損益計算書

(単位:円)

勘定科目	平成26年度	平成27年度
【売上高】	151,776,136	150,232,222
【売上原価】	35,228,316	34,176,168
【売上総利益】	116,547,820	116,056,054
【販売費及び一般管理費】	156,108,635	168,770,732
【営業利益】	▲39,560,815	▲52,714,678
【営業外収益】	36,631,093	75,461,146
【営業外費用】	13,960,338	12,767,489
【税引前当期純利益】	▲16,890,060	9,978,979
法人税等	72,000	2,043,300
当期純利益	▲16,962,060	7,935,682

(1) 貸借対照表項目

① 現金

監査の要点 (着眼点)	・現金の管理が適切に行われ、実在する現金が過不足なく計上されているか。
経理事務の概要	取り扱う現金は、すべての公の施設等(天平の湯、天平ろまん館、夢ショップ、研修館・世代館・健康パーク)の売上金、両替準備金、小口現金である。 各公の施設等においては、日次の管理として、拠点別の担当者が、売上金、両替準備金、小口現金別に当日の現金有高を実査し、その結果を「売上日報」(以下「日報」という。)及び「手元現金有高」に記載して、公社に報告している。公社では、当該報告と現物現金を受領し、記載金額に相違ないことを確認のうえ、金庫に保管。また、入金額と日報上の売上金額の整合性を確認し、所定の上席者に回付した後、売上仕訳を行っている。回収した現金は一旦金庫に保管され、概ね3～5日に一度、経理担当者が銀行に入金し、預金に振り替えている。 なお、研修館・世代館・健康パークでは、「手元現金有高」は利用せず、当日の日報と回収した現金を公社に持参し、報告している。 現金過不足については、日々のレジにおける入力記録と、ドロアに保管した現金との差額として算出している。
監査の方法 (監査手続)	・現金に関する日々の管理方法、出納事務について質問した。 ・現金過不足の会計処理について質問のうえ、日報を通査した。 ・実査現場に抜き打ちで立ち会い、手法に問題ないか観察した。 ・実査結果が適切に帳簿に反映されているか検証した。
結果	・各公の施設等の現金を回収した後の経理方法については、一名の担当者が、記帳及び出納を行っていた。 ・日報及び「手元現金有高」を通査した結果、天平の湯の売店において、平成26年度、同27年度ともに、それぞれ総額数千円程度の現金過不足が識別された。この点、同額が雑損失処理されていることを確認した。 ・天平の湯のフロント業務について、現金実査の現場に立ち会った結果、不適切な処理は識別されなかった。

	・「手元現金有高」に記載されている金額は、総勘定元帳に記帳されている金額と一致した。
意見	・出納から記帳までの一連の業務を、同一の担当者が行った場合、その過程で第三者のチェックが入らなくなるため、横領等の不正が発生する危険性が高まる。そのため、職務分掌規程を策定し、業務区分を明確にすることが望まれる。 ・現金過不足については、適時に識別され、日報で報告されているが、原因追究がなされていない。原因追究を含めた再発防止策を講じないと、現金を直接取り扱う事業拠点に対する牽制が機能しないうえ、横領等の不正が発生する危険性が高まる。したがって、現金過不足の発生原因を検討した報告が望まれる。

② 普通預金

監査の要点 (着眼点)	・預金の管理が適切に行われ、実在する預金が過不足なく計上されているか。
経理事務の概要	公社では、3つの普通預金口座を設けており、A 銀行①は入出金用のメイン口座、A 銀行②は夢ショップ運営用の口座、B 銀行は夢ショップ決済用の口座となっている。 ほとんどはA 銀行①の口座で、仕入代金や経費の支払、売上金や預り金の入出金を行っており、仕訳も最小単位で取引別に行っている。 記帳単位としては、試算表用のコードを2つ設けているため、普通預金科目も2本となっている。具体的には、A 銀行①で1本、A 銀行②及び B 銀行で1本という運用である。
監査の方法 (監査手続)	・預金口座に関する日々の管理方法、出納事務について質問した。 ・預金残高(通帳残高)と試算表計上額が一致しているか確認した。 ・普通預金の総勘定元帳を通査し、事業に関連しない取引が含まれていないか確認した。
結果	・目的外又は簿外の預金口座の存在を示唆する兆候は識別しておらず、その管理方法に問題は識別していない。 ・預金残高(通帳残高)に記載されている金額は、総勘定元帳に記帳されている残高と一致した。 ・普通預金の総勘定元帳を通査し、質問した結果、事業に関連しない取引は含まれていなかった。

③ 未収入金

監査の要点 (着眼点)	・計上されている未収入金が実在し、回収可能性に問題がないか。
経理事務の概要	未収入金は主に、天平の湯においてテナントとして入居しているレストランやマッサージ業者に対する賃貸料、ツアー業者に対する未収、及び小劇場利用に伴う未収で構成されている。 公社では、利用に応じた記録に基づき請求書を作成し、それに基づき、未収入金を計上している。
監査の方法 (監査手続)	・計上している未収入金が、役務提供の裏付けのある請求可能なものであることを確認する。 ・請求を出したにも関わらず、入金のない先に対して、回収可能性を検討する。
結果	・役務提供の裏付けのない未収入金は識別されなかった。 ・未収入金の構成内容を検討した結果、同じ取引先に対する長期未収が、平成26年度末で 2,281 千円、同27年度末で 5,966 千円識別された。
意見	・公社は、入札を経て、平成25年10月から、地元の飲食業者 A と天平の湯内レストラン経営に関する契約を締結し、以来平成28年1月の撤退(契約解除)まで、営業を行わせていた。賃料の約定は、月額 200 千円に売上金額の15%(平成26年4月以降は13%)を加えた金額となっており、参入当初は問題なく支払いが行われていた。 しかし、平成26年8月分の賃料から支払いが滞るようになり、平成26年度末で 2,281 千円、同27年度末で 5,966 千円の未収となった。 この点、公社からの請求は継続的に行ってはいるものの、平成28年10月末においても 5,966 千円が未回収状態となっており、未だに回収可能性に疑念が残る。 そのため、回収不能額を合理的に見積り、貸倒引当金を計上することが望まれる。 また、賃貸借契約によれば、家賃の滞納が発生した場合には、契約が解除できる旨の定めが置かれてはいたが、施設全体の営業に重大な影響を来す可能性があったため、滞納から1年以上が経過した段階での契約解除となった。その結果、長期未収が拡大している。この点については、債権管理規程を策定する等して、未回収債権が

	生じた場合の対処方法、方針を定めておく必要がある。 さらに、入札時における業者選定について、選定の判断基準になる規則、指標がなく、地元業者であるという理由だけで選定された経緯がある。この点については、少なくとも約定した賃料の支払能力の有無について、契約時点でも一定の検討を行うことが望まれる(例えば、最低限、商業登記簿謄本や直近の決算書又は確定申告書の提出を徴求し、理事会における合議のうえ、承認する等が考えられる)。
--	---

④ 貯蔵品(棚卸資産)

監査の要点 (着眼点)	・棚卸資産の管理が適切に行われているか。 ・計上額が、実地棚卸の結果を反映しており、実在する棚卸資産が過不足なく計上されているか。
経理事務の概要	公社における貯蔵品は、天平の湯及び天平ろまん館の販売目的の棚卸資産であり、それぞれ月次で実地棚卸を行っている。 日々の帳簿記録については、まず、棚卸資産の納品時に検品を行い、納品書に基づき受入数量をエクセルの帳簿に記入、これに月初の棚卸資産数量を加算し、実地棚卸で確定した棚卸資産数量を控除して、理論上の払出数量を算定している。 一方で、販売された棚卸資産の実績は、商品別にレジに記録してあるジャーナルを出力し、それと理論上の払出数量と照合することにより、棚卸差額を算定している。 棚卸差額が出た場合、原因調査は行っているが、会計処理としては原価として処理されている。
監査の方法 (監査手続)	・商品に関する日々の管理方法、記帳事務について質問する。 ・実地棚卸の方法及び手順を質問する。 ・実地棚卸結果を通査し、異常を示唆する棚卸差額が発生していないか検討する。
結果	・棚卸資産の受入記帳が、エクセルで行われている一方、払出記録はレジで行われており、受払記録の一元管理が行われていない。 ・実地棚卸は月次で行われており、棚卸資産保有規模に照らし、頻度としては十分である。また、棚卸結果を通査した結果、原価性に疑念のある多額の差異は識別されなかった。 ・棚卸差額の算定方法が、継続記録による帳簿上の残高と実地棚卸高の差額で算定されていない。
意見	・棚卸資産の受払記録は、同一帳簿上で記録していないと、帳簿数量が適時に把握できないばかりでなく、棚卸差額が出た場合に、帳簿記録上の誤りなのか、実際の棚卸差額なのか分からなくなる可能性があるため、本来は一元管理で継続的な受払記録を実施することが望ましい。

	ただし、公社で扱う棚卸資産規模は必ずしも大きくないうえ、棚卸を月次で実施しているため、結果的には発生している棚卸差額も大きくない。したがって、直ちに改善が望まれるものではないが、管理の仕組みを改善するうえでは一考を要する。
--	---

⑤ 借入金(短期・長期)

監査の要点 (着眼点)	・借入金の使用目的は妥当か。 ・契約書類は適切に作成、管理されているか。 ・元本返済、利息支払は予定通りに行われているか。 ・借入金の資金使途を報告する等の管理運営はできているか。
経理事務の 概要	不足資金を公社内の管理資料より予測し、町に融資を要請する。当事者間で弁済期間、弁済方法、利率等を協議し、運転資金貸借契約書及び借用書を作成する。運転資金貸借契約書及び借用書を作成後、融資が実行される。なお、町以外からの借り入れは行っていない。
監査の方法 (監査手続)	・運転資金貸借契約書及び借用書等関連書類を通査し、必要に応じ、質問を行った。 ・通帳を通査し、入出金の状況を確認した。
結果	・平成27年3月31日に返済期限が到来する 3 百万円に、28日間の弁済遅延が生じ、33,600 円(日割計算後)の遅延延滞金が発生(年14. 6%(平成26年12月19日運転資金貸借契約書))したが、会計処理及び町への支払が行われていない。 ・運転資金貸借契約書及び借用書等関連書類が適切に作成されていた。 ・借入について、利息が支払われていない(無利息)。 ・借入の目的が、名目上は不足する運転資金の確保とされるも、実態は借入の返済のための借入となっていた。

意見

- ・発生した遅延損害金は、約定に従い会計処理を行ったうえ、弁済額と併せて町に支払う必要がある。
- ・公社が指定管理者となって以降の借入金の契約内容は次のとおりである。

契約年度	契約書内容
平成19年度	借用書(H20. 3. 24)、運転資金貸借契約書(H20. 3. 10) 金額 30 百万円(返済期限 H22. 3. 31)
平成21年度	借用書(H22. 3. 25)、運転資金貸借契約書(H22. 3. 17) 金額 30 百万円(返済期限 H25. 3. 31)
平成24年度	借用書(H25. 3)、運転資金貸借契約書(H25. 3) 金額 30 百万円(返済期限 H28. 3. 31)
平成26年度	借用書(H26. 12)、運転資金貸借契約書(H26. 12. 19) 金額 3 百万円(返済期限 H27. 3. 31)
平成27年度	借用書(H28. 3. 15)、運転資金貸借契約書(H28. 3. 15) 金額 30 百万円(返済期限 H31. 3. 31)
平成28年度	平成27年度契約の変更契約。返済期限を H31. 3. 31から H30. 3. 31に変更。

平成19年度の借入 30 百万円は平成22年3月31日に弁済期限を迎えているが、その返済原資は平成21年度3月の借入 30 百万円である。平成21年度以降は、同様の借入と返済を繰り返しており、その都度契約を締結してはいるものの、長期固定化が続いている。

実質的には資金を転がしているだけで、外観上は債務額が減少しておらず、あたかも補助金を受けたかのような経済的実態となっていることに加え、利息支払いの約定もないため、全体的に、公社にとって有利な条件での借入となっている。

このような条件は、指定管理者が公社でなければ合意できないような内容であり、取引の経済的合理性と融資水準の妥当性について、再考を要するものである。

今後は、まずは返済計画を策定して、利息の負担水準も協議のうえ決定し、取引の経済的合理性と融資水準の妥当性に説明がつくよう、検討することが望まれる。

⑥ 未払費用

監査の要点 (着眼点)	・会計方針に則り、発生主義に基づき経過勘定が計上されているか。 ・勘定科目の表示に誤りはないか。 ・期間配分について誤りはないか。 ・取引内容は事業に関連する妥当なものか。
経理事務の 概要	各担当者は発注した業務に係る請求書の到達状況を管理し、請求書に遅延がある場合は業者に督促し、請求書を入手している。入手した請求書は枠版が押印され、上席者に回付される。当該上席者は押印し、経理担当者に回付する。支払が未了でかつ、当該事業年度内に役務提供を受けた請求書であることを確認し、未払費用を計上する。
監査の方法 (監査手続)	・未払費用残高を期間比較し、取引内容について担当者に質問した。 ・当該取引の妥当性について検討を行った。 ・取引の内容から勘定科目の表示の妥当性について検討を行った。
結果	・取引の内容から未払金の勘定科目を使用すべき取引先があった。 ・平成26年度には、資金不足により水道料の支払を延滞している。
意見	・平成28年1月に退去した天平の湯内レストランの経営を行っていた飲食業者 A とのテナント契約においては、退去に伴う厨房の原状回復、清掃業務に係る負担関係については、明確にされていなかった。今回は公社が同業者の代わりに清掃業者への発注及び代金の支払いを行ったが、今後の契約では、厨房の原状回復、清掃業務の負担関係について検討が望まれる。

⑦未払法人税等

監査の要点 (着眼点)	・必要な税務調整が行われ、税額計算が正確に行われているか。 ・税額計算結果に基づき、未払法人税等が正確に計上されているか。																																																
経理事務の 概要	決算が確定した後に、税金計算の担当者が法人税の計算を行う。計算終了後上席者への確定納税額の報告と、納税原因について説明を行い、承認を受ける。承認後納税と確定申告書を提出する。																																																
監査の方法 (監査手続)	・法人税等確定申告書の再計算を行い、計算の正確性を検討する。 ・法人税等確定申告に基づき未払法人税等の計上の妥当性について検討する。																																																
結果	・平成27年度の法人税額の計算に一部修正を要する箇所が識別された。																																																
意見	・税金の計算チェックの結果、修正を要するものは次のとおりである(図1)。 (図1) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税金額</th><th>①公社計上額</th><th>①のうち修正を 要する金額・・・ ②</th><th>あるべき計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住民税</td><td>県民税法人税割額</td><td>55,800</td><td>▲2,300</td><td>53,500</td></tr> <tr> <td>市民税法人税割額</td><td>169,300</td><td>▲7,100</td><td>162,200</td></tr> <tr> <td>県民税均等割額</td><td>22,000</td><td></td><td>22,000</td></tr> <tr> <td>町民税均等割額</td><td>50,000</td><td></td><td>50,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td><td>事業税所得割</td><td>472,500</td><td></td><td>472,500</td></tr> <tr> <td>地方法人特別税</td><td>204,100</td><td></td><td>204,100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">法人税 及び地 方法人 税</td><td>法人税</td><td>1,672,700</td><td></td><td>1,672,700</td></tr> <tr> <td>地方法人税</td><td>73,500</td><td></td><td>73,500</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>2,719,900</td><td></td><td>2,710,500</td></tr> </tbody> </table> 上記より、県民税法人税割額、市民税法人税割額に誤りが見られる(図1)。これは担当者による単純な計算誤りが原因である。税額計算は専門的な計算を要するので、外部専門家へ相談することが望まれる。 ・平成27年度の損益計算書の法人税等及び貸借対照表における未払法人税等が、そ				税金額		①公社計上額	①のうち修正を 要する金額・・・ ②	あるべき計上額	住民税	県民税法人税割額	55,800	▲2,300	53,500	市民税法人税割額	169,300	▲7,100	162,200	県民税均等割額	22,000		22,000	町民税均等割額	50,000		50,000	事業税	事業税所得割	472,500		472,500	地方法人特別税	204,100		204,100	法人税 及び地 方法人 税	法人税	1,672,700		1,672,700	地方法人税	73,500		73,500	合計		2,719,900		2,710,500
税金額		①公社計上額	①のうち修正を 要する金額・・・ ②	あるべき計上額																																													
住民税	県民税法人税割額	55,800	▲2,300	53,500																																													
	市民税法人税割額	169,300	▲7,100	162,200																																													
	県民税均等割額	22,000		22,000																																													
	町民税均等割額	50,000		50,000																																													
事業税	事業税所得割	472,500		472,500																																													
	地方法人特別税	204,100		204,100																																													
法人税 及び地 方法人 税	法人税	1,672,700		1,672,700																																													
	地方法人税	73,500		73,500																																													
合計		2,719,900		2,710,500																																													

れぞれ 2,043,300 円計上されているが、これは公社納税額合計の 2,719,900 円(図1)から事業税 676,600 円(所得税割額及び地方法人特別税の合計額)を控除した金額である。この点、損益計算書の法人税等も貸借対照表における未払法人税等も、事業税も含めて計上することが原則であるため、改善が望まれる。

・公社は平成20年度、23年度、27年度に黒字を確保している以外、赤字であったため、平成27年度までに、26,648,670 円の繰越欠損金を有するに至っている(図2)。この繰越欠損金を活用すれば、平成27年度の課税所得を 9,978,979 円縮減することが可能であり、これに基づき算定された法人税等の納税額も、2,647,900 円(図1①の合計から県民税及び町民税均等割額を控除した金額)圧縮することができた。

しかしながら、公社では、税務上の各種特典が利用できない白色申告者であったため、これらの効果を享受できていない。次年度以降は、青色申告を積極的に活用する等、法律で認められた複数の納税方法から、公社にとって最も有利な納税方法を選択することが望まれる。

(図2)課税所得と繰越欠損金

(単位:円)

事業年度	繰越 期間	監査対象年度	
		平成27年 3月期	平成28年 3月期
平成19年4月1日～平成20年3月31日	7	▲547,998	－
平成20年4月1日～平成21年3月31日	9	－	－
平成21年4月1日～平成22年3月31日	9	▲824,401	▲824,401
平成22年4月1日～平成23年3月31日	9	▲3,257,548	▲3,257,548
平成23年4月1日～平成24年3月31日	9	－	－
平成24年4月1日～平成25年3月31日	9	▲1,268,028	▲1,268,028
平成25年4月1日～平成26年3月31日	9	▲4,408,633	▲4,408,633
平成26年4月1日～平成27年3月31日	9	▲16,890,060	▲16,890,060
平成27年4月1日～平成28年3月31日	9	－	9,978,979
繰越欠損金		▲10,306,608	▲26,648,670
繰越欠損金使用額		－	9,978,979
課税所得控除後繰越欠損金		▲10,306,608	▲16,669,691

⑧ 預り消費税

監査の要点 (着眼点)	・税額計算が正確に行われているか。 ・適用している表示科目は妥当か。
経理事務の概要	確定した決算書に基づき、消費税額を計算し、上席者に回付する。上席者は当該消費税額をチェックし、承認印を押印する。承認後、確定消費税額を会計システムに入力する。
監査の方法 (監査手続)	・消費税確定申告書の再計算を行い、計算の正確性を検討した。 ・消費税確定申告に基づき未払消費税の計上の妥当性について検討した。
結果	税額計算に誤りは識別していない。
意見	・預り消費税という科目は、顧客に販売、役務提供を行い、その対価として売上金額と併せて収受した金額を意味するものであり、納税額確定前の金額である。これに対し、公社で計上している預り消費税は、確定納税額という位置付けのため、勘定科目は「未払消費税」を用いるべきであり、科目適用の改善が望まれる。

(2) 損益計算書項目

① 販売費及び一般管理費

監査の要点 (着眼点)	・経費は事業に関連するもののみが計上されているか。 ・計上している経費の期間帰属が適切か(現金主義で計上されている経費はないか)。
経理事務の概要	(1) 貸借対照表項目⑥未払費用に同じ。
監査の方法 (監査手続)	・経費に関する処理及び出納事務について、担当者に質問した。 ・販売費及び一般管理費を構成する各勘定科目の総勘定元帳及び預金通帳の記録を通査し、異常な支出が含まれていないかチェックした。 ・計上されている各種経費の期間帰属が適切か、関連証憑を確認のうえ、検討した。
結果	・賞与の一部について、計上時期の誤りが識別された。 ・社会保険料等の法定福利費が、厚生福利費に含まれていた。
意見	・賞与について 公社職員の賞与は、給与支給基準第12条2項で、理事長が別に定めるとして具体的な算定基準を設けていないので、「涌谷町職員の給与に関する条例」(昭和32年 涌谷町条例第16号)に一部準拠しながら、公社の内外の経営環境に応じて弾力的に決定されている。 同条例によれば、支給基準日は6月1日、12月1日とされており、支給額は同基準日以前6か月間の在籍期間に応じた係数に基本給等を乗じて算定することとされている。 公社では、支給基準日はそれに準拠しているものの、支給額は基本給の1か月相当分を6月及び12月にそれぞれ支給している。 これについて、公社では、賞与の会計処理を支給月に行っており、発生月に処理することとしている会計方針から逸脱している。6月の賞与については、前年度12月1日～3月31日の期間が未払期間となるため、当該期間に帰属する分を算定し、期末に賞与引当金を計上する必要がある。

	・厚生福利費について 公社は、社会保険料及び労働保険料の公社負担分を、厚生福利費勘定で処理している。厚生福利費は職員やその家族の健康や生活の福祉を向上させるために行う諸施策に関する費用であり、法定の支出ではない。一方、公社は、社会保険料及び労働保険料の強制適用事業所であり、法律に基づき納付しているので、勘定科目は「法定福利費」を用いるべきであり、科目適用の改善が望まれる。
--	---

3 涌谷町地域振興公社の運営について

(1) 理事会の役割・機能

指定管理者制度においては、管理委託制度よりも、管理者に与えられた権限が広く、運営上の裁量が働く余地が大きい。そのため、法令や条例及び基本協定書で定められた範囲に応じ、努力次第で利潤を享受できるような組織、戦略を策定することが可能な制度である。そのため、理事会又は理事長は、公の施設の指定管理者として、運営上の意思決定や業務執行に積極的に関与することが望まれる。この点、規約上は次のように定められている。

(役員の職務)	
第8条	理事長は、公社を代表し、その業務を統括するとともに、総会及び理事会の議長となる。
2	副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3	専務理事は、理事長の指揮を受けて専ら業務を処理する。
4	理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を決定する。
5	監事は、民法第59条の職務を行う。

(理事会)	
第20条	理事会は、次に掲げる事項を決定する。
(1)	総会の議決した事項の執行に関する事
(2)	総会に提出する議案
(3)	収支予算
(4)	その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

これに対し、平成26・27年度における理事会の開催状況は次のとおりである。

	議事
平成26年 5月29日	第20期涌谷町地域振興公社決算の認定について
	涌谷町地域振興公社役員の選任について
	第21期営業計画及び財務計画(案)について
平成26年 8月21日	町の当初予算による修繕個所の現場視察について
	「RPF ボイラー」その後の稼働状況報告等について
	地元の飲食業者 A への契約解除通告について
平成27年 5月28日	第21期涌谷町地域振興公社決算の認定について
	第22期営業計画及び財務計画(案)について
平成27年 8月21日	RPF ボイラー使用2年間の経過報告と懸案事項の検証結果について
	RPF ボイラーの今後の運用について

理事会の開催頻度は年2回、しかもそのうち1回は、総会開催日と同日に、上程事項の決定を行う目的で開催されており、決定直後に総会が開催されている。また、他の開催日についても、事務局からの状況報告を受けるのみで、組織の管理者として積極的に問題点を議論し、改善策に関する意思決定等が行われているという状況は確認できていない。

また、規約上は上記に定めるとおりだが、該当年度中において、「理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を決定する」動きは確認できなかった。

指定管理者は自治体から完全に独立した組織というわけではないので、無制限かつ自由に意思決定を行い、その業務執行を行うことに限界があるのも事実である。

しかし、赤字状態を継続したまま、毎年それを補填するかのような形で指定管理料が交付されている現状において、根本的な運営改善策が役員層において何ら合議されていない点については、公社の統治を担う組織として望ましくなく、早急に改善する必要がある。

現状では、何か懸案事項が生じた場合には、事務局が町と直接のやり取りを行って、その結果を理事会又は理事長に報告するのみといった構造になっており、未だに町に対する依存度が大きい。

指定管理者制度ではもともと、公の施設について、管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、利用者数の増加や管理経費の縮減を図り、その効果として利用料金の低減やサービスの向上が期待される制度であるため、収支又は損益感覚を持ち、より“経営的な目線での運営”が必須である。そのため、ひとたびマネジメントを怠ると、赤字は拡大し、自治体が直営してきた時代と何ら変化がないという状態となる。

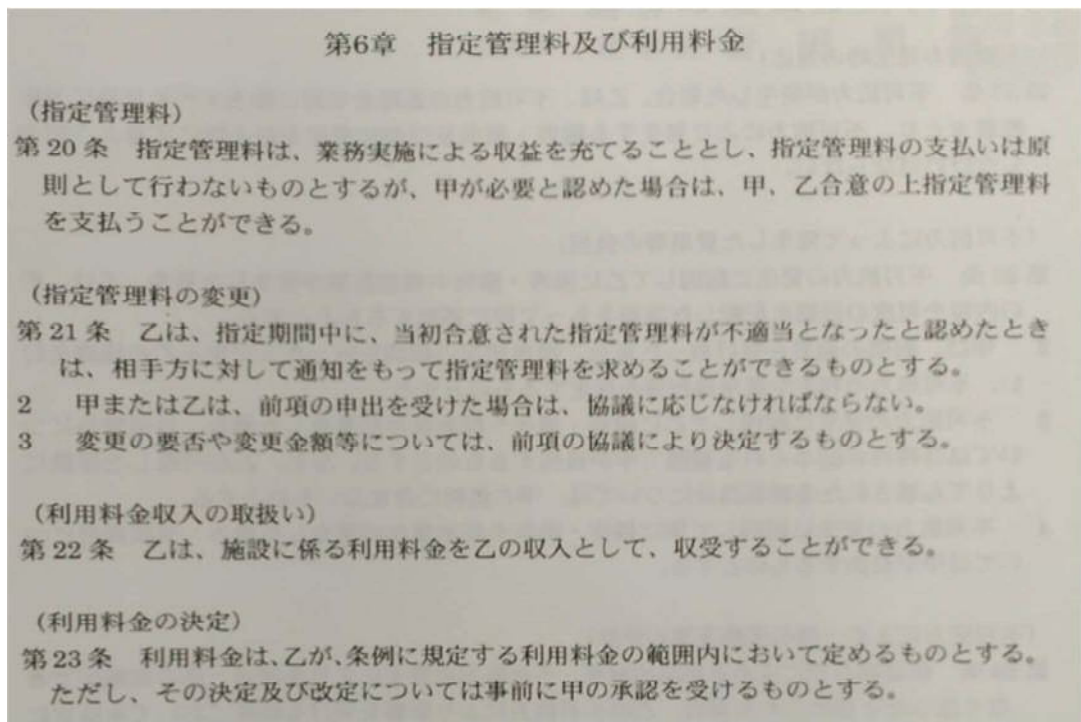
経営をするうえで重要な事項は、理事会における専決事項として別途定めるべきだが、規約上は具体的な専決事項に関する定めはなく、また、いわゆる「理事会規程」も存在しない。

そのため、理事会による公社運営の積極的な関与が望まれると同時に、権限と責任を具体的に定め、運用することが期待される。

(2) 指定管理料等の算定方法と管理

① 指定管理料に関する町の定めと算定方法

法では、指定の手續や管理の基準、業務の範囲等については、法律で細部を定めることはせず、すべて条例に委ねることとしている。町の条例では、第5条において、「町長等は、指定管理者として指定した団体と、公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。」旨、定められている。そのため、指定管理料に関しては、公の施設別に基本協定書で定められている。その定めは次のとおり。



平成26・27年度に帰属すべき指定管理料については、当該年度の赤字水準を勘案し、公社事務局と企画財政課が協議して、翌年度に入金されており、その手續自体には上記基本協定書に定める内容からの逸脱はない。

ただし、後述するとおり、指定管理料の水準は、每期一定額というわけではなく、その都度において協議がなされているが、協議及び検討記録が残っていないため、結論としての増減説明は可能であるものの、どのような積算を経てその水準の指定管理料になったのか判然とせず、金額水準の妥当性を含め、不透明さが残る状態となっている。

そもそも、指定管理料は、赤字を補填する目的に交付されるものでもないもので、その点の位置付

けについても積算時には明確すべきである。

また、指定管理料は公社の運営を左右する重要な案件であるにも関わらず、町との交渉は長年、公社事務局の担当者が担っており、運営方針に基づく役員層の関与が十分とはいえない。

そのため、指定管理料に関する具体的な算定基準と公社の運営方針を定め、より客観的な形で積算されることが望まれる。

② 指定管理料の推移と期間帰属

指定管理料の算定については、①に記載のとおり、基本協定書の内容に従い、公社事務局と企画財政課で協議が行われ、決定されているが、その推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	25,000	5,470	9,870	30,470

これを見ると、指定管理料は每期一定ではなく、その都度の協議で定められているということがわかる。また、運転資金というよりも、赤字の補填目的での交付もある。それぞれの年度間における増減要因は下記のとおりである。

●平成25年度

前年度実績から、基本水準を 25,000 千円と定め、そこから RPF ボイラーリース料金 19,530 千円を控除して積算。

●平成26年度

25,000 千円の基本水準から RPF ボイラーリース料金 19,530 千円を控除して積算。4,400 千円を、前年度の損失分相当額として交付。

●平成27年度

25,000 千円の基本水準から RPF ボイラーリース料金 19,530 千円を控除して積算。これに前年度の損失分相当額 15,000 千円と損失見込額 10,000 千円を加算した総額を交付。

なお、指定管理料を公社の収益として計上するにあたって、公社は、前年度の損失補填を目的に入金された金額を、当年度の収益として計上しており、会計処理が現金主義に基づくものとなっている。この点を踏まえ、上記推移を補正すると次のようになる。

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	25,000	<u>9,870</u>	<u>20,470</u>	<u>26,470</u>

公社の会計方針は、発生主義会計に基づくものであるので、前年度損失分に対する指定管理料は、前年度の財務諸表に計上する必要がある。また、町としてもそのような計算ができるよう、公社の決算にあたっては、交付の通知を発出する必要がある。

③ 目的に応じた執行状況の記録管理

公社では、町又は国から、営む事業に応じて、次のような交付を受けている。

(単位:千円)

対象	担当課	26年度	27年度
健康文化複合温泉施設(わくや天平の湯)	企画財政課	4,400	14,000
わくや万葉の里	企画財政課	5,470	16,470
研修館・世代館・健康パーク	総務管理課	0	19,500
夢ショップ事業(雇用創出・地方創生先行型事業)	企画財政課	12,576	13,000
負担金(修繕)	企画財政課	9,118	8,637
婚活事業(天平の湯)	企画財政課	500	1,000
展示委託料(ろまん館)	生涯学習課	1,500	1,500
嵐基金(ろまん館 20 周年事業)	県	1,000	0
合計		34,564	74,107

これらの資金は、特定の目的のもと、交付されているものであり、費消に応じた執行状況を管理する帳簿付けが重要になるが、これまではそのような形での管理を行っていない。そのため、予算の執行状況を適時に把握できるような体制になっていなかった。今後は、管理、記帳の基準を定め、予算別の執行状況を管理していくことが望まれる。

(3) 涌谷町職員の派遣について

公社は、町から職員の派遣を受け入れている。同職員の任期は1年強で、理事長に次ぐ総括本部長の地位で業務執行を行っている。同本部長は町職員の地位を保持したまま、公社の業務を行っており、服務及び勤務条件等は町職員に準ずるものとされている。そのため、給与の支払は町で、時間外勤務手当及び休日勤務手当は公社が負担する協約となっている。

公社は平成29年5月から一般社団法人化を予定しており、町は、同法人に対して職員を派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年 法律第50号、最終改正:平成24年 法律第67号)に留意し、同法律に基づいた条例等を制定することが望まれる。また、従事すべき業務、それに附随する責任の所在についても明記し、職員派遣の枠組みについて透明性を高めることが望まれる。

おわりに

今回、個別外部監査を要することとなった背景には、公社運営はこのままで良いのかという種々の関係者の危機感があったからだと理解している。

確かに、理事会の形骸化や指定管理料の算定方法等については、今一度の再考を要する課題となるが、改善を検討する際には是非“経営”をして行くのだという感覚をお持ちいただきたい。3年後、5年後、10年後、公社はどうなっているのか、どうなっていきたいかをビジョンとして持ち、それに向けた様々な行動計画を実現可能な形で立て、ひとつひとつ実践・実現していくことが重要と思われる。指定管理者制度では、管理委託制度時代よりも縛りが厳しくないという点を最大限に活用していくべきである。

また、公社は、天平の湯内に事務所があるため、監査もそちらに出向いて実施したわけだが、施設の中を視察していると、住民にとっての天平の湯の存在意義が見え隠れした。温泉施設としての利用のみならず、子供会や種々のサークルの集まりを中心とした町の集会所としての機能、ローカル歌手のコンサートやカラオケといった娯楽、友達や家族との時間を共有するための個室や食事の提供、貸会議室の提供等といった形で、娯楽の少ない町にあって、利用の幅が広く、住民の憩いの場としての役割が大きいとの所感である。

種々の改善を要する点はあるものの、このような施設に問題が生じ、町民の利用に弊害が出ないよう、これまで以上に誠実かつ真面目に運営又は経営を行っていくことが肝要であり、町民には欠かせない施設として、今後も満足度が高まっていくことを切に願うばかりである。

以 上